

令和6年度における君津市の障害者就労施設等からの 物品等の調達の推進を図るための方針

令和6年7月31日制定

1 目 的

この方針は、障害者就労施設等の受注の機会の拡大等を図るため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」第9条の規定により、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を優先的・積極的に推進することを目的とする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、君津市行政組織規則に定める本庁機関及び出先機関、消防本部及び消防署、君津市教育委員会行政組織規則に定める教育機関及び教育部、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局並びに選挙管理委員会事務局（以下「各機関」という。）が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- （1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定する障害者支援施設又は地域活動支援センター及び障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
- （2）「障害者基本法」に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- （3）「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令」に規定する事業所
- （4）「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する在宅就業障がい者

4 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、調達の推進の意義を踏まえ分野を限定することなく調達するよう努める。

5 調達の目標

物品及び役務の種別毎に、調達実績額が前年度を上回ることを目標とする。

（参考）令和5年度調達実績額 1, 293, 645円

6 調達の推進方法

（1）随意契約の活用

物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者就労施設等からの随意契約の活用も含め障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

(2) 調達推進に必要な情報提供等

障害者就労施設等で提供可能な物品や役務等の情報を収集・リスト化して各機関への情報の提供等により連携を図り効果的な推進をする。

また、県の調達計画等の情報についても積極的に各機関への提供に努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本方針を策定したときは、市ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績については、概要を市ホームページに掲載する等の方法により公表する。

8 その他

物品等の調達のほか、障害者就労施設等による市役所庁舎内での物品の販売や、市及び障害者就労支援関係団体等が実施するイベント等での販売のためのスペースの確保に配慮するなど、障害者就労施設等による販売機会の確保及び市民等へのPRの推進にも努める。

9 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉部障がい福祉課とする。